

毎週火、金曜日発行(但休、日、当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇告示 計量器定期検査の実施  
教育職員免許状の授与  
公有水面埋立の免許

◇雑報 公共測量の実施  
鳥取県市町村職員共済組合第一回組合会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第五十五号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定により、岩美郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十三年二月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

検査日時 検査区域 検査場所

三月十日午前九時 岩美郡津ノ井村 津ノ井小学校  
午後三時三十分から

十一日 国府町 宮ノ下

十二日 谷

十三日 成器

十四日 大茅

十七日 福部村 福部村公民館

十八日 岩美町 大岩保育園

十九日 網代漁業協同組合共同作業場

二十日 本庄保育園

二十四日 岩美町役場小

二十五日 田連絡所

二十六日 岩井消防屯所

二十七日 浦富農業協同組合

二十七日 浦富農業協同組合

雑報

三 作業地域 米子市皆生、上福原、東福原

五月三十一日まで

鳥取県市町村職員共済組合第一回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十三年二月二十五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 野坂寛治

一日 時 昭和三十三年三月四日 午前十時三十分

一 会場 東伯郡三朝町 溪泉閣

一 附議事項

1 昭和三十三年年度鳥取県市町村職員共済組合事業計画書について

2 保養所運営委員の選挙について

「二十八日」 田後保育園  
「三十一日」 陸上農業協同組合

免許状の種類 番号 氏名

幼稚園助教諭免許状 昭三三幼助第一号 田村 尚子

倉吉市越殿町二、四〇五の八番地

昭和三十三年二月十五日

鳥取県告示第五十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように 公有水面の埋立を免許した。

昭和三十三年二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立の場所 境港市栄町十九番地先から同市朝日町

十六番地先水面

二 埋立の面積 二、七一九坪八合七勺（八、九七六、

五平方メートル）

三 埋立の目的 境漁港整備計画にもとづく物揚場護岸

築造

鳥取県告示第五十七号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

授与年月日

四 埋立の免許を受けた者

鳥取県

鳥取県告示第五十九号

次のとおり公共測量を実施する旨米子市長から通知を受けた。

昭和三十三年二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業の種類 公共測量（米子市三千分の一地形図作成のため）

二 作業の期間 昭和三十三年二月二十日から